

令和2年度

とっとり住まいる  支援事業

とっどりの木で  
とっどりの家を



### 住宅を新築される方

**最大100万円**

【主な要件】

- 県内に本拠地を置く建設業者の施工
- 独立した生活が可能な木造戸建住宅
- 県産材を10m<sup>3</sup>以上使用
- 交付決定を受けた年度内に着手  
(翌年度1月末までに完成)

※ 建売住宅は、あらかじめ補助対象住宅として登録されていることが必要です。  
(建売住宅の建設を行う事業者は、必ず着工前に登録申請を行ってください。)

### 住宅を改修される方

**最大50万円**

【主な要件】

- 県内に本拠地を置く建設業者の施工
- 自ら所有・居住する戸建又は共同住宅
- 県産材を一定量以上使用  
構造材・下地材の場合0.3m<sup>3</sup>以上  
内外装仕上げ材の場合1m<sup>2</sup>以上
- 交付決定を受けた年度内に着手  
(翌年度1月末までに完成)

# 住宅を新築される方

## ① 県産材

県産材を10m<sup>3</sup>以上使用した場合に **定額15万円**

十 この条件を満たす住宅にはさらに以下の支援があります。

## ② 県産規格材

県産規格材を1m<sup>3</sup>以上使用した場合、**1m<sup>3</sup>あたり1万円**

1m <sup>3</sup> ～14m <sup>3</sup>	上限10万円
15m <sup>3</sup> ～19m <sup>3</sup>	上限15万円
20m <sup>3</sup> ～24m <sup>3</sup>	上限20万円
25m <sup>3</sup> ～	上限25万円

※県産規格材とは  
含水率20%以下の  
県産JAS製材をいいます。

## ③ 県産機械等級 区分構造材

構造材で機械等級区分材を使用した場合、**1m<sup>3</sup>あたり2万円**

※機械等級区分材とは、木材水分計・機械等級区分装置により含水率20%以下、曲げヤング係数E50以上に区分された材料をいいます。

※機械等級区分材は上限20万円

※機械等級区分材は②の県産規格材に上乗せして補助(計1m<sup>3</sup>あたり3万円)

## ④ 県産内外装材

県産内外装仕上げ材の使用量に応じて **上限15万円**

CLT材	1m <sup>3</sup> ～	定額5万円
内外装仕上げ材	1m <sup>2</sup> あたり	2千円
木堀	1m <sup>2</sup> あたり	2千円

※含水率20%以下の  
ものに限りませす。

## ⑤ 伝統技能活用

伝統技能を4ポイント活用する場合、**定額20万円**

伝統技能	要件	ポイント数
手刻み加工	木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業で加工すること。	4ポイント
下見板張り	県産材を使用し、外壁を40m <sup>2</sup> 以上施工すること。	2ポイント
左官仕上げ	40m <sup>2</sup> 以上の壁面を、外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他のこて塗仕上げとし、内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他のこて塗仕上げとすること。	2ポイント(珪藻土塗又はじゅらく塗の場合は1ポイント)
瓦びき	主要な屋根の過半に、国内で生産されたJIS製品の瓦を、瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づいて施工すること。	2ポイント
木製建具	県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製の建具(框戸、格子戸、障子、欄間)で見付面積5m <sup>2</sup> 以上使用すること。	1ポイント(見付面積10m <sup>2</sup> 以上の場合は2ポイント)
畳	県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳(置き畳を除く。)を6畳以上使用すること。	1ポイント
構造材現し	居室において、小屋組又は床組みに使用した全てのはり、桁及び母屋の下端が見える場合(壁の部分を除く。)で、当該居室(収納を除く。)の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。	1ポイント(見上面積20m <sup>2</sup> 以上の場合は2ポイント)

## ⑥ 子育て世帯等

子育て世帯等に該当する場合に **定額10万円**

※子育て世帯等とは、補助金交付申請日時点で次のいずれかに該当する世帯  
ア 18歳に達して最初の3月31日に達するまでの子を養育している世帯  
イ 婚姻後10年以内の世帯

## ⑦ 三世代同居等

子育て世帯等で、三世代同居等に該当する場合に **定額10万円**

※三世代同居等とは、直系親族世帯と新たに同居又は近居する世帯

・近居とは、同一小学校区内に住むことをいいます。

・申請する時点で同居・近居の場合には支援を受けられない場合がありますので窓口へお問合せください。

# 住宅を改修される方

## ① 県産材

県産材の使用量に応じて **上限25万円**

構造材・下地材として0.3m<sup>3</sup>以上使用する場合 1m<sup>3</sup>あたり2万円  
内外装仕上げ材として1m<sup>2</sup>以上使用する場合 1m<sup>2</sup>あたり2千円

※内外装仕上げ材については含水率20%以下のものに限りです。

十 この条件を満たす改修にはさらに以下の支援があります。

## ② 伝統技能活用

次の伝統技能を2つ以上活用した場合、**上限15万円**

伝統技能	補助金額の算定方法
建築大工技能	建築大工技能を7m <sup>2</sup> 以上活用した場合、施工面積(見付面積)に11千円を乗じた額
左官仕上げ改修	左官仕上げ改修を7m <sup>2</sup> 以上活用した場合、施工面積に13千円を乗じた額
木製建具改修	木製建具改修を3m <sup>2</sup> 以上活用した場合、施工面積(見付面積)に19千円を乗じた額

## ③ 子育て世帯等

子育て世帯等に該当する場合に **定額10万円**

※子育て世帯等とは、補助金交付申請日時時点で次のいずれかに該当する世帯  
ア 18歳に達して最初の3月31日に達するまでの子を養育している世帯  
イ 婚姻後10年以内の世帯

## ④ 三世代同居等

三世代同居等に該当する場合に **定額10万円**

※三世代同居等とは、直系親族世帯と新たに同居又は近居する世帯  
・近居とは、同一小学校区内に住むことをいいます。  
・申請する時点で同居・近居の場合には支援を受けられない場合がありますので窓口へお問合せください。

## その他の支援制度のご紹介

### 住宅金融支援機構の住宅ローン【フラット35】子育て支援型

とっとり住まいる支援事業の交付を受けて住宅を取得する方が住宅ローン「フラット35」を利用する場合、一定要件に該当すれば金利を当初5年間、年0.25%引き下げる「フラット35子育て支援型」を利用できます。

フラット35子育て支援型を利用できるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ①若年子育て世帯:とっとり住まいる支援事業の申請日時時点で、申請者本人が40歳未満で、かつ、18歳に達して最初の3月31日までにいる子がいること
- ②三世代同居世帯:とっとり住まいる支援事業の申請時点で、18歳に達して最初の3月31日までにいる子がいる世帯で、なおかつ、住宅取得後に三世代同居すること
- ③三世代近居世帯:とっとり住まいる支援事業の申請時点で、18歳に達して最初の3月31日までにいる子がいる世帯で、なおかつ、住宅取得後に三世代近居すること

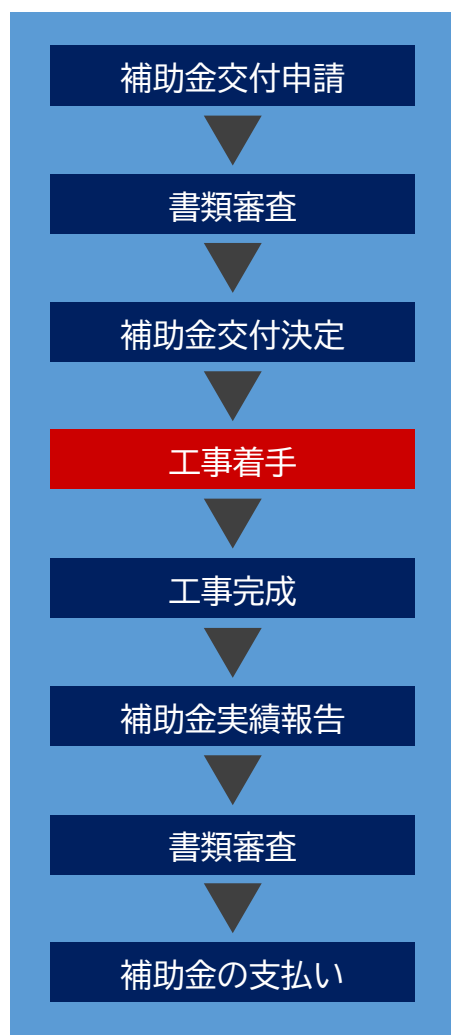
※近居とは、親世帯と同一小学校区内に居住することをいいます。

※②三世代同居と③三世代近居は、住宅取得後5年間の居住状況確認(住民票の提出)に御協力いただく必要があります。

※フラット35について詳しくは「住宅金融支援機構」のウェブサイトをご覧ください。

【アドレス】<http://www.flat35.com/> または

## ● 手続きの流れ



※必ず交付決定を受けてから着工してください。  
新築の場合、丁張りをもって着工とします。  
(工事着手後や完成後の補助金申請は受付できません。)



※工期が翌年度にまたがる場合、翌年度4月14日までに  
「進捗状況報告書」の提出が必要です。

※工事完成後、14日以内に実績報告書を提出してください。

要綱及び様式は  
県庁公式ホームページ「とりネット」  
からダウンロードいただけます。



<https://www.pref.tottori.lg.jp/273815.htm>

## ● 受付開始

令和2年(2020年)4月1日(水)から受付を開始します。  
※とっとり健康省エネ住宅に対する補助は令和2年7月頃に開始する予定です。

## ● お問い合わせ・申請窓口

東部地区  
(鳥取市・岩美郡・八頭郡)

東部建築住宅事務所  
〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176  
電話:0857-20-3648 FAX:0857-20-2103

中部地区  
(倉吉市・東伯郡)

中部総合事務所生活環境局建築住宅課  
〒682-0802 倉吉市東巖城町2  
電話:0858-23-3235 FAX:0858-23-3266

西部地区  
(米子市・境港市・  
西伯郡・日野郡)

西部総合事務所生活環境局建築住宅課  
〒683-0054 米子市糺町1丁目160  
電話:0859-31-9753 FAX:0859-31-9654

制度に関すること

県庁住まいまちづくり課  
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220  
電話:0857-26-7408 FAX:0857-26-8113